

## 第二期杉並区清掃審議会委員委嘱式及び第 18 回審議会 記録

日 時	平成 14 年 11 月 15 日 (金) 午前 9 時 31 分から 11 時 34 分まで	
場 所	杉並区役所中棟 6 階 第 4 会議室	
出席者	委員	金委員、大橋委員、小澤委員、内藤委員、花形委員、高橋委員、松原委員、小池委員、本橋委員、とかしき委員、青木委員、原口委員、藤井委員、石川委員、前田委員 (15 名)
	事務局	区長、環境清掃部長、環境課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、西清掃事務所長、東清掃事務所長、清掃事業所長、清掃管理課清掃計画係長、ごみ減量担当係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事
傍聴者数	4 名	
資 料	当 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉並区実施計画 (平成 15～17 年度) について</li> <li>・ 第 2 次行財政改革実施プラン (平成 15～17 年度) について</li> <li>・ 杉並区一般廃棄物処理基本計画改定スケジュール</li> <li>・ 平成 14 年度 一般廃棄物処理基本計画基礎調査概要</li> <li>・ 平成 14 年度 一般廃棄物処理基本計画基礎調査各実態調査進捗状況及び今後のスケジュール</li> <li>・ 杉並中継所廃止に向けた取組み</li> <li>・ 杉並区環境基本計画 (素案) 同概要版</li> <li>・ 杉並区まちづくり基本方針</li> <li>・ 平成 14 年度 杉並区環境白書 (資料編)</li> <li>・ 杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書 平成 14 年 3 月</li> <li>・ 23 区清掃とリサイクル 2002</li> </ul>
次 第	委 嘱 式	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委嘱状の交付</li> <li>(2) 区長挨拶</li> </ul>
	審 議 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 委員自己紹介</li> <li>(2) 環境清掃部長挨拶</li> <li>(3) 区側出席者紹介</li> <li>(4) 杉並区清掃審議会設置根拠等の説明</li> <li>(5) 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>会長選出</li> <li>職務代理の指名</li> <li>資料説明</li> <li>質疑</li> <li>次回開催日程</li> </ul> </li> </ul>
発 言 要 旨	別紙のとおり	

## 第二期杉並区清掃審議会委員委嘱式及び第 18 回審議会 発言要旨

発 言 者	発 言 内 容
清掃管理課長	開会する。 (午前9時31分)
区 長	委嘱状の交付 省略 来たる平成 18 年度には、東京都から清掃事業の完全移管が予定されているが、国も廃棄物処理法の改正を検討するなど清掃事業をめぐる状況は目まぐるしく変化し、課題も山積している。第一期審議会答申で触れられている家庭ごみの有料化や戸別収集などについても今後議論を深めていかなければならない。ごみの問題については、歴史的にも区民の関心がきわめて高く、自治の度合いを測る基準ともいえる。委員各位のご経験やお知恵を結集していただき、重要課題を解決していきたい。活発なご審議をお願いしたい。
環境清掃部長	区長退席 清掃審議会は東京都から清掃事業の移管を受けた平成 12 年度より条例に基づき設置されている。18 年度以降の清掃事業のあり方を含めてご意見を頂戴したい。今後環境審議会との統合も視野に入れながら進めていきたい。
清掃管理課長	区職員自己紹介 省略 第二期審議会委員自己紹介 省略
清掃管理課長	議事に入るにあたり、杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例(以下「条例」という。)第 61 条第 1 項に基づき、会長を互選願う。
委 員 長	前会長が適任と考える。 一同了承 第二期も第一期に引き続き、活発に議論願いたい。ユニークな発想で杉並区の新しいモデルを作りたいと考える。次いで条例第 61 条第 3 項に基づき、職務代理を指名する。前職務代理を引き続き指名する。
職 務 代 理 会 長	第一期と同様、職務を全うしたい。
清掃管理課長	資料を説明願う。
委 員	「環境基本計画(素案)」について、23 区中一人一日あたりごみ量を最少にし、2010 年度までに 13 年度比 20%減とすることに挑戦する内容等が盛り込まれている。「まちづくり基本方針」について、区民の参画を基調にしたまちづくりを実現していくこと等を目的とし、資源循環型まちづくりについても触れている。「環境白書(資料編)」について、清掃事業関連の数値データが掲載されている。「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」について、本年度も同様の調査を行う予定である。「23 区清掃とリサイクル 2002」について、23 区の清掃とリサイクルの現状を解説した冊子である。
委 員 長	「杉並区実施計画(平成 15~17 年度)」「第 2 次行財政改革実施プラン(平成 15~17 年度)」について、ともに環境清掃部関連を抜粋したものである。後者は、18 年度の清掃事業の完全区移管を前に、時代や環境の変化に応じた事業のあり方を検討し、可能なものから実施に移す旨触れている。
委 員	「実施計画」について、プラスチックの分別回収を導入したり、ペットボトルの回収率が向上すれば、ごみ量は減り、その分のコストは浮くことになる。ごみ量の減少に応じたコストの低下がどの程度であるのかを判断する材料も同時に区民には必要である。環境への影響面だけでなく、コストの面からも目に見えるようにすべきである。「環境基本計画(素案)」p6 では生ごみの堆肥化義務に触れているが、都市ごみ原料のコンポストは作るよりも使うほうがより難しいことを考えると、使うことについての努力義務すら触れていないのはおかしい。同時にできる限り区内で使うことを考えるべきである。
委 員 長	「実施計画」のプラスチック分別回収について、第一期審議会でもかなり議論したが、モデル事業の結果を踏まえて検討していくことが答申の内容であったと記憶している。17 年度本格実施とは、区内全地域でその他プラスチックを回収するという意味か。
清掃管理課長	どの品目で回収するか等については未定であり、審議会でもご議論願いたい。
環境清掃部長	実施計画は、10 かにわたる長期計画の中で、3 か年ごとに財源の裏づけをするものである。中継所の廃止に結び付けるためには、分別回収を実施することが必要と考えるが、一方でその財源上の手当ても考慮しなければならない。実際の分別回収の進め方は今後検討していくことになる。
委 員	回収したプラスチックの受入先は確保されているのか。
環境清掃部長	容器包装リサイクル法にのせることを考えている。中間処理も可能な区外の民間施設となれば、中間処理がされるまでは一般ごみであるので、その自治体との調整も必要になる。
職 務 代 理	「行財政改革実施プラン」のリサイクル協会 NPO 法人化について、リサイクル協会の事業を強化するために行うのか、行政の仕事を円滑に遂行するために行うのか。

環境清掃部長	協会としての基盤を明確化することがNPO 法人化の最大の目的であるが、区からの委託事業と協会の自主事業とを明確化し、あわせてこれまでよりも活動範囲を広げることも目的としている。区民発意型の運営に近く、これまでの行政主導型とは一線を画すことになる。
委員	海外と比較して日本の清掃事業との大きな違いは、ごみの収集・運搬、処理、処分を民間委託しており、行政は主にチェック機関の役割を果たしている点である。有料化とも関わるが、区はどう考えるか。生産者責任についてもより強く打ち出すべきではないか。
環境清掃部長	については審議会でも深くご議論いただく予定である。現在は東京都時代の事業の形態をそのまま引き継いでいるが、今後できる限り効率的な運営を目指していきたいと考えている。についても、審議会の場でご議論いただく予定である。医療廃棄物等、個々のケースで対応していく方法も必要であると考える。
委員	ただ漫然と税金を投入するのではなく、区民の努力や協力を得ながら進めるシステムが必要である。「ごみ量」という場合は、区収集のごみ量だけではなく、すべての事業系ごみ量や持込ごみ量などを含む数値を使用すべきである。
会長	「環境基本計画（素案）」について、前計画とのもっとも大きな相違点は何か。また、20%という減量目標の根拠は国等の基準によるものか。
環境課長	個々の事業は、役割を終えたものを除き、基本的には踏襲しているが、前計画と比較して、地球環境問題という視点に立ち、より広く環境全般を捉えている点、清掃事業の移管により、清掃関連の目標や計画を区自ら設定している点が特徴である。
環境清掃部長	20%という数値は区が独自に設定したものである。
清掃管理課長	審議会会議録の取扱いについて、第一期と同様、より早く区民に公開できるよう、会長と職務代理の承諾を以って審議会の承諾とみなすことといたしたいかがいかがか。
清掃管理課長	一同了承
清掃管理課長	清掃関連施設の訪問についてご要望があれば検討したい。
会	次回は12月17日（火）午後3時30分を予定している。
	以上をもって本日の会議を閉じる。

（午前11時34分）